

同業者団体による新たな融資事業の提案

饗庭靖之¹

第1 信用組合による融資事業

1 信用組合による融資の特色

信用組合は、融資の専門機関であり、事業協同組合の行う融資事業と異なる点がある。

事業協同組合の融資事業の原資は、自己資本と市中銀行からの借入金であるが、信用組合による融資事業の原資は、組合員の預金が主な原資となり、市中銀行からの借入金で原資を補完する。

信用組合の融資事業の場合、融資の原資となる預金の調達コストが、融資事業のコストの中心になる。これに対し、事業協同組合の融資事業の場合は、原資となる借入金について市中銀行が預金を調達したコストに当該銀行の利ザヤを加えたものが、融資事業のコストの中心になる。融資のための原資を直接資金調達する信用組合の方が資金の調達コストは低いと考えられるが、信用組合も、預金者に魅力を示すためだけの金利を設定する必要がある、いちがいに有利とは言えない。

2 信用組合の融資事業における担保の特色

信用組合の融資の特色は担保にあり、組合への預金債権が担保として大きな役割を果たす。

事業協同組合が、融資しようとする組合員の市中銀行への預金債権に担保を設定することを実効的に行うことは難しい。

銀行が、自行への預金債権について譲渡禁止特約を付けていることは、周知のことであり、預金者の債権者が自行への預金債権の譲渡を受けたり、あるいは担保にとつたとしても、銀行は債権者に対し、譲渡禁止であることを対抗できる（民法第466条の5）。

このため、事業協同組合が、組合員の銀行への預金債権に譲渡担保を設定したとしても、銀行から譲渡禁止であることの対抗を受けてしまう。

それでも、銀行への預金債権に譲渡担保を設定してここから融資金を回収するためには、強制執行を行う必要がある、譲渡担保権を設定した預金債権の取立訴訟を提起し、その判決に基づく転付命令を裁判所に発出してもらうことが必要であり、これだけの労力をかけてはじめて預金債権への譲渡担保権を実行できる。

以上のように、組合員の預金債権に担保権を設定した事業協同組合が実効性をあげ

¹ あえばやすゆき 東京都立大学法科大学院教授、首都東京法律事務所弁護士

ることは大変な労力を要するので、現実的な融資金を回収する方法は、組合員に事業の売上金を、事業協同組合名義の口座に入金させるという方法になろう。

3 信用組合は、組合への預金債権を担保にできること

これに対し、組合員が自己の事業の売上金を、信用組合に預金すると、信用組合は、この預金債権に担保権を設定し、預金債権を有効に担保にとることができる。

そして、信用組合は、事業協同組合と同じく、組合員が自己の事業活動のために形成した在庫について動産担保を設定することができ、また、この在庫を売って生じた売掛金債権について債権担保を設定することができる。

したがって、信用組合の行う資産担保融資（ABL）は、商品の在庫、商品の販売先に対する売掛金、販売先に対する売掛金が決済されて入金されて生じた預金、という組合員の事業のライフサイクルで生じるすべての資産（のれん・営業権を含む）を担保として確保することができる²。これにより融資先会社の事業活動のすべての過程において取得する資産（在庫・売掛金・流動預金）を担保として取得することができる。

このように、在庫、売掛金、現金預金という事業サイクルで生じるすべての資産を包括的に担保にとることができることが、信用組合の行う資産担保融資（ABL）の特色である。

第2 医師信用組合による診療報酬債権の譲渡担保

1 診療報酬債権という将来債権を譲渡担保とした融資

信用組合による融資としては、医師信用組合が、組合員である医師の診療報酬債権を担保にして行う融資が著名である。

わが国の金融実務において、昭和初期に発生した金融恐慌以後、銀行等の商業系の金融機関は土地を担保に融資を行うのが主流となった。これに対し、昭和30年代に、医師信用組合等が、医師という同業者のための金融機関である特色を生かして、将来発生する保険診療の診療報酬債権に譲渡担保権を設定して医師等に対して融資を行うようになった。

土地を担保にして行う融資は、融資返済の原資となる融資先の収益力に関するリスクに対して、不動産という融資先の資産を担保として把握しようというものである。

これに対し、医師信用組合等が、資産を担保にとるのではなく、医師に将来発生する保険診療の診療報酬債権に譲渡担保権を設定して融資を行うのは、融資先の収益力を担保として把握するものである。収益力を担保にとるやり方では、融資先の収益力の分析・判断が融資実行にあたってのポイントとなる。

² 中村廉平「商工中金のABLスキーム」『ABLの理論と実践』（商事法務、2007年）112頁

米国においては、融資一般に関して、融資先の債務不履行（デフォルト）による不良債権の発生を防ぐためには、融資先のキャッシュフローに着目した収益力の的確な判断こそが決定的な要素となるとの認識が定着しているが、日本の医師信用組合による診療報酬債権の譲渡担保は、キャッシュフローに着目した融資の成功例として評価されるものである。

2 東京厚生信用組合の債権譲渡担保

(1) 報酬債権の譲渡担保の例示

診療報酬債権を譲渡担保にした信用組合として、東京厚生信用組合を取り上げ、報酬債権の譲渡担保について説明する。

東京厚生信用組合は、令和2年6月末現在、預金残高は514億円であり、貸出金残高は354億円である。同組合は、組合員の医師に対して、診療報酬債権の譲渡担保による融資を行っているが、そのほかにも、介護施設に対する融資や、環境事業者に対する融資を行っている。不動産担保・個人保証に過度に依存せず、融資先の収益力に対する判断に基づいた融資に取り組んでいる。

介護施設についても運転資金や事業の維持拡大のための設備投資資金などの融資のニーズがあるのに、商業系の金融機関では、介護施設を対象とした適切な融資制度がない。このため、同組合は、介護保険のもとで、介護施設が提供する介護サービスにつき、国民健康保険連合会が給付する介護給付金を担保にした融資制度を創設した。

国民健康保険連合会の介護給付金の給付は、介護サービス提供後、サービスと請求内容の確認を行う精算手続が2カ月を目標に行われている。担保の対象となるのは未精算の報酬債権であるため、精算に2カ月かかることは、2月分の介護報酬額に相当する介護給付金を、担保にとることができることとなる。

介護施設向けローンの担保の設定手続は、介護報酬について、信用組合に開設した口座に振込指定をし、さらに債権譲渡担保契約を締結して債権譲渡の通知をして対抗要件を具備している。

このようにして、介護給付金給付債権を担保として、介護施設の運転資金や設備投資資金の需要に応えるための融資を行っている。

(2) 組合員に対する経営指導

キャッシュフローに着目した融資を行うためには、融資先の収益力の的確な判断が必要である。

診療報酬債権に譲渡担保権を設定して融資を行う東京厚生信用組合では、組合員のところに足を運んで営業をし、また、組合員に対する経営相談や事業承継の相談事業を行っている。

顧客の財務諸表をチェックし、経営指導を行って、融資返済の履行を確実なものにしていくことは、協同組合による融資事業を、他の金融機関の事業に対して優位に進

めるための重要な点である。

3 医師信用組合における資産担保融資（ABL）の可能性

東京厚生信用組合では、医師に対する融資を行う際に、担保として、診療報酬の債権譲渡担保権を設定するほか、大きな設備を購入するための融資の際、不動産に担保権を設定している。

これに対し、医療用機器などを担保とする資産担保融資（ABL）は行われていない。医療用機器などを担保にすることが行われていないのは、医療用機器などを評価、管理することにコストがかかるとともに、医師は、新しい機器を入れたい要望が強く、中古の医療機器にニーズがなく、中古の医療機器では適切な処分価格が得られない点があるとみられる。

このことは、医師の事業者としての信用力が他の事業者と比較して高いこともあり、現在の融資規模では、医療用機器などを担保にとらなくても融資を行うことが可能であることを示している。

しかし、医師の資金需要に応じて融資規模を拡大していったり、あるいは医師の資金繰りが困難になるといった事情が生じた場合は、医療用機器なども含めてあらゆる資産を担保にした資産担保融資（ABL）を行ったり、あるいは医師の診療施設に対する経営権を担保にとった事業継続型融資³も融資形態として行う必要が出てくる可能性がある。

第3 医師信用組合による事業継続型融資の可能性

1 事業継続型融資について

医師信用組合による医師や歯科医師に対する融資は、従来、不動産抵当や診療報酬債権を譲渡担保にした融資にとどまっているが、医師を組合員とする協同組合による同業者のための金融事業が、将来、大きく発展していく可能性があると考えられる。

というのは、医療が人類のニーズに応えるために医療技術の最先端を開発し続けることが必要であるとともに、日本の高齢化のなかで国民の医療に対するニーズが強まりこそすれ弱まることはないことから、医療の進歩を支えるための資本投下が必要とされている。

その一方、医療の供給体制を整備していくことは株式会社の利益追求によって影響されるべきではないとの観点から、医療法は、公的セクター以外の病院等の経営主体として株式会社を認めず、医療法人に限定している。このことから、病院等の経営主体である医療法人に対して、商業系の金融機関が直接に出融資して資本投下を行うことよりも、医師らによって組織された同業者金融を介して資本投下を行うことが望ま

³ 本誌4月号、5月号「協同組合による金融事業」（饗庭靖之）

しいと考えられる。

それを現実化するものとして、医師らを組合員とする医師信用組合が、同業者金融として、医療法人の行う病院等医療機関の資金需要に対して、医療法人の経営権を担保にとった事業継続型融資を行うことが考えられる。

融資先の事業の経営権を担保にとって、融資先の事業の継続事業価値を融資可能額と評価して行う融資を、本稿「協同組合による金融事業」(本誌4月号、5月号に掲載)で、「事業継続型融資」と呼んでいる。

これは、金融庁が設けた「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」が令和2年12月25日に発表した論点整理で「事業成長担保権」と呼び、中小企業庁が設けた「取引法制研究会」が「中小企業が使いやすい譲渡担保制度の実現に向けた提案」において、「事業担保権」と呼ぶものと同様に、事業そのものを担保にとって行う融資事業を想定しているものである。

これらの金融庁や中小企業庁の研究会が設けられたのは、法務大臣が法制審議会に対し、「動産や債権等を担保の目的として行う資金調達の利用の拡大など、不動産以外の財産を担保の目的とする取引の実情等に鑑み、その法律関係の明確化や安定性の確保等の観点から、担保に関する法制の見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい」と諮問したことを受けて行われる法制審議会の調査審議に反映させるためだったものであり、そのために「事業成長担保権」や「事業担保権」が発表されものである。

このため、法制審議会では、事業そのものを担保にとることができる新しい担保権の創設が検討されていくことになると思われる。それに対して、本稿で「事業継続型融資」と説明しているのは、事業そのものを担保にとることは、融資先の事業の経営権を担保にとることによって実現できるので、事業の経営権を担保にとって行う融資事業を行うことを、事業継続型融資と呼んでいるのである。

新しい担保権を創設することの意義は、新しい担保権についての公示方法が設けられ、対抗要件制度が整備されることにある。したがって、本稿で「事業継続型融資」と呼んでいるものは、新しく事業そのものを担保権とする制度ができたときには、その新担保権に置き換えることができ、その対抗要件制度を利用できるようになるものである。

2 協同組合による事業継続型融資の契約内容

協同組合による事業継続型融資は、事業を継続させることに重要な意義がある事業体に対して、事業を持続的に発展させることを可能にする融資である。

事業継続型融資は、事業そのものを担保にとるため、融資先の事業体の経営権を担保にとるが、これは、事業が継続発展すればその収益から融資の返済を受けるが、仮に融資先の事業体が債務不履行を起こしたときには、経営権に対する担保権を実行し

て、事業経営者を交替させて、事業の譲り受け先から、事業体の継続企業価値に見合う譲渡代金によって融資金額を回収するものである。

融資先の事業体が債務不履行を起こしたときに、経営権に対する担保権を実行して、同業者内で事業経営者を交替させて事業を再建させる手続をとることにより、協同組合による事業継続型融資は、融資を受けた事業体が債務不履行を起こしたときに事業を再建させる手続をとることを融資契約の中に組み込んでいる融資方法である。

事業継続型融資は、経営権を担保にとっていることから、事業そのものを担保としているため、事業体の継続企業価値の評価額に見合う融資を行うことが可能になり、融資先は可能な範囲で最大の融資を受けることができるようになる。

3 医療法人に対する事業継続型融資のあり方

医療法人は、その開設する病院等での医療の提供を継続するのが困難になるような財政的事実が生じたときでも、財政を再建して事業を継続させる必要が高いことから、事業を持続的に継続発展させる事業継続型融資が、医療法人に対する融資形態として適切であると考えられる。

医療法人は、①病院、②医師または歯科医師（以下「医師等」という）が常勤する診療所、③医師等が常勤する介護老人施設（以上を「病院等」という）のいずれか、または併設で開設する法人であり、これらの施設は、公立の場合以外は、医療法人によってのみ運営される必要がある。

医師信用組合による医療法人に対する融資のあり方については、地域で必要とされる医療を継続的に発展的に供給することが可能となるよう地域医療整備を行っていくという大局的見地に立ち、各医療法人の望ましいあり方の判断の基に、各医療法人の資金需要に応える融資が決定されるべきである。このような融資の決定を、医師信用組合が適切に行えるためには、医師信用組合の中に融資のための委員会を設け、地域医療の整備の観点から、医療法人のあるべき方向性を考えながら、必要な融資の内容を検討し決定する必要がある。

融資の内容としては、病院等の施設などを担保にした資産担保融資（ABL）と、病院等を運営する医療法人の経営権を担保にした事業継続型融資の選択をすべき必要がある。真に重要な医療機能を担う医療機関に対しては、事業継続型融資を選択し、病院等の継続事業価値の評価額に見合う融資を行えることを可能にし、可能な最大の融資を実行していくことが考えられる。

これらの病院等の医療機関においては、地域住民に密着して、良質かつ適切な医療が継続的に提供されることへの要請が働く。したがって、医療法人の経営面での財務的な問題で病院等の医療を継続的に提供するのが困難になる事態が訪れることがないようにする必要がある。

このため、医療法人の財務問題が生じたときには、医療法人の経営体制を刷新して

医療法人の財政を再建し、病院等における良質かつ適切な医療の提供を継続させる必要がある。

このような必要がある一方で、医療法は、医療法人の理事長について、極めてやむを得ない例外的場合を除いて、医師等でなければならないことを規定している。これは、医師等でない者が医療法人を実質的に支配して、医学的知識の欠陥に起因して問題が生じることを防ぐためであるとされる。

したがって、医療法人を運営する理事長となる医師等は、医療についての専門家であると同時に、病院等を運営する医療法人の財務を良好に保つ経営能力が要求される。

医療法人が財政的に危機になったときには、経営体制を刷新し医療法人の財務問題を解決できる能力を持った医師等をスカウトして、医療法人の理事長をはじめとするポストに就任させる必要がある。

この医療法人を運営する理事長等を交替させることは、医師等の業界において指導的地位にある医師等が主導しなければ実現は困難である。

医療法人の理事長等を交替させることは、医師信用組合が行う事業継続型融資についての返済債務の不履行に対する担保権の実行の一環として行われることとなるため、医師信用組合内に組織される融資の委員会の中心メンバーは、医師等の業界において指導的地位にある医師等によって構成され、その主導によって、医療法人の理事長等の交替を決定していくことが必要と考えられる。

これは、医師等が経営する医療法人の人事は、医師等が医師等業界の自治として行われることが必要であることを意味している。

4 医師信用組合による医療法人に対する事業継続型融資の実行方法

医師信用組合が行う事業継続型融資についての返済債務の不履行に対する担保権の実行は、医療法人の経営権を担保にとっているため、医療法人の持分取得者などの新しいスポンサーや融資機関から資金提供を受け、これで事業継続型融資の返済に充てて、融資債務を完済させることとなる。

資金提供をした医療法人の持分取得者や融資機関などは、一時的に返済資金を用立てる役割を果たし、医師信用組合に対する債務を完済する資金を用立ててもらい医療法人の資金提供者に対する返済は、病院が将来取得する診療報酬などが主な原資となる。医療業界は、他の業界と比べれば収入が継続性、安定性がある点が、医療法人が債務を返済しつつ事業を継続させ、財政再建を図っていくことを可能にすると考えられる。

医師信用組合が、融資を行った医療法人の債務不履行による担保の実行として行う業務は、融資のための委員会に財政的問題の処理能力のある医師等をスカウトしてもらい、財政的に危機にある医療法人の理事長をはじめとするポストに就任させてもらうことと、医療法人の持分取得者などの新しいスポンサーや融資機関から資金提供を

受けるスキームを作り、実行することが業務となると考えられる。

以上のとおり、医療法人に対する事業継続型融資の返済債務の不履行に対しては、医師信用組合は、当該医療法人が地域医療体制の中で必要な医療機能を継続的に確保することができるように、担保権の実行の業務として、医療法人を安定的に経営していく能力を持つ者を病院等医療機関の役員に就任させて医療法人の再建の基礎を作るとともに、医療法人の持分取得者などの新しいスポンサーや融資機関から資金提供を受けるスキームを実行して、事業継続型融資の返済債務の完済を実現していく業務を担うこととなる。

5 医療法人の統治構造に即した担保

事業継続型融資は、融資先の経営権を担保にとって行う融資であるところ、医療法人の経営権の担保のとり方を検討することが、医療法人に対する事業継続型融資の契約内容を定めるために必要である。

医療法人の法人形態は、社団医療法人と財団医療法人が認められている。

社団医療法人では、社員で構成する社員総会が、理事の選任権と解任権を有し、理事で構成する理事会が理事長の選出権と解職権を有する。

このため、社団医療法人の融資金返済についての債務不履行があったときに、理事長ら経営陣を交替させるためには、理事長らの辞任と、辞任にともなう新理事の選任が必要である。

これに対処するためには、社団医療法人に対する事業継続型融資の契約において、社員の持分権の全部に質権ないし譲渡担保権を設定するとともに、医療法人の債務不履行があったときに、社員の退社と持分譲受人が社員となることの同意義務、ならびに理事の辞任と新しい理事の選任に関する契約を締結することが必要と考えられる。これによって、債務不履行時の支配権の移動が可能となり、債務不履行時には担保権を実行して社員の持分権を譲渡することによって、債務不履行時の支配権を移動させるとともに、理事および理事長の交替を行うこととなる。

これに対し、財団医療法人には社員総会が存在せず、評議員会が理事の選任権を有する。このため、財団医療法人の融資金返済についての債務不履行があったときに、理事を交替させるためには、理事の辞任と、辞任にともなう新理事の選任が必要である。

これに対処するためには、財団医療法人に対する事業継続型融資の契約において、医療法人の債務不履行があったときに、理事の辞任と新しい理事の選任に関する契約ないしは理事および評議員の辞任と新しい理事と評議員の選任に関する契約を締結することが必要と考えられる。これによって、債務不履行時の支配権の移動が可能となり、財団医療法人についても、理事および理事長の交替を行うこととなる。

6 医療法人に対する事業継続型融資の契約内容

法制審議会では、事業そのものを担保にとり、新しい包括的な担保権を創設することが検討されることが見込まれるが、このような担保権が創設される前の現時点では、事業の経営権を担保にとり事業継続型融資として行うことが必要である。医療法人に対する事業継続型融資の契約内容は、医療法人の経営権に対する包括的な担保を設定することによって行うこととなる。

事業継続型融資を行うためには、継続事業価値を担保にとりために事業継続型融資の契約として、融資契約の際に次のような内容の契約を締結することが必要である。

- ① 社団医療法人については、社員の持分権に対する質権ないし譲渡担保権の設定と債務不履行があったときに、社員の退社と持分譲受人が社員となることの同意義務、ならびに理事の辞任と新しい理事の選任に関する契約
- ② 財団医療法人については、債務不履行があったときに、理事の辞任と新しい理事の選任に関する契約ないしは理事および評議員の辞任と新しい理事と評議員の選任に関する契約
- ③ 医療法人の事業が行われている土地建物に対する第一順位の抵当権設定
- ④ 融資を受ける医療法人が有する動産、売掛債権に対する第一順位の譲渡担保権の設定
- ⑤ 融資を受ける医療法人が事業を行うことにともなって取得する権利および契約上の地位についての譲渡担保権の設定
- ⑥ 融資金を別口普通預金口座に振り込んで、信用組合を信託者とする信託契約で用途を管理すること
- ⑦ 信用組合名義の口座による融資を受ける医療法人の売上げの管理

このうち、最も重要なのが、①②の医療法人の支配権に対する担保権の設定である。

7 まとめ

医師信用組合による医師や歯科医師に対する融資は、不動産抵当や診療報酬債権を譲渡担保にした融資にとどまっているが、将来、医師を組合員とする協同組合による同業者のための金融事業として大きく発展させる必要が生じる可能性がある。

医療は人類のニーズに応えるために技術の最先端を開発し続けることが必要であるとともに、日本の高齢化のなかで国民のニーズが強まりこそすれ弱まることはないことから、医療の進歩を支えるための資本投下を必要とする。

その一方、医療の供給体制を整備していくことが株式会社の利益追求によって影響されるべきではなく、医師らによって組織された医師信用組合が同業者組合として、医療に対して資金供給をしていく適格性がある。医師信用組合が医療に対する資金供給をする方法として、医療法人の経営権を担保にとった事業継続型融資を行うことが考えられる。

医療法が医療法人の理事長を医師等に限っている趣旨を具現化するため、医師らによって組織された医師信用組合が同業者組合として、事業継続型融資により医療に対して資金供給をしていくことは、医師等の判断により、病院等医療施設の整備と運営を決定し、医師等による主体的な医療の展開を実現することを可能にするものとして、医療界の資金調達方法として検討されるべきと考えられる